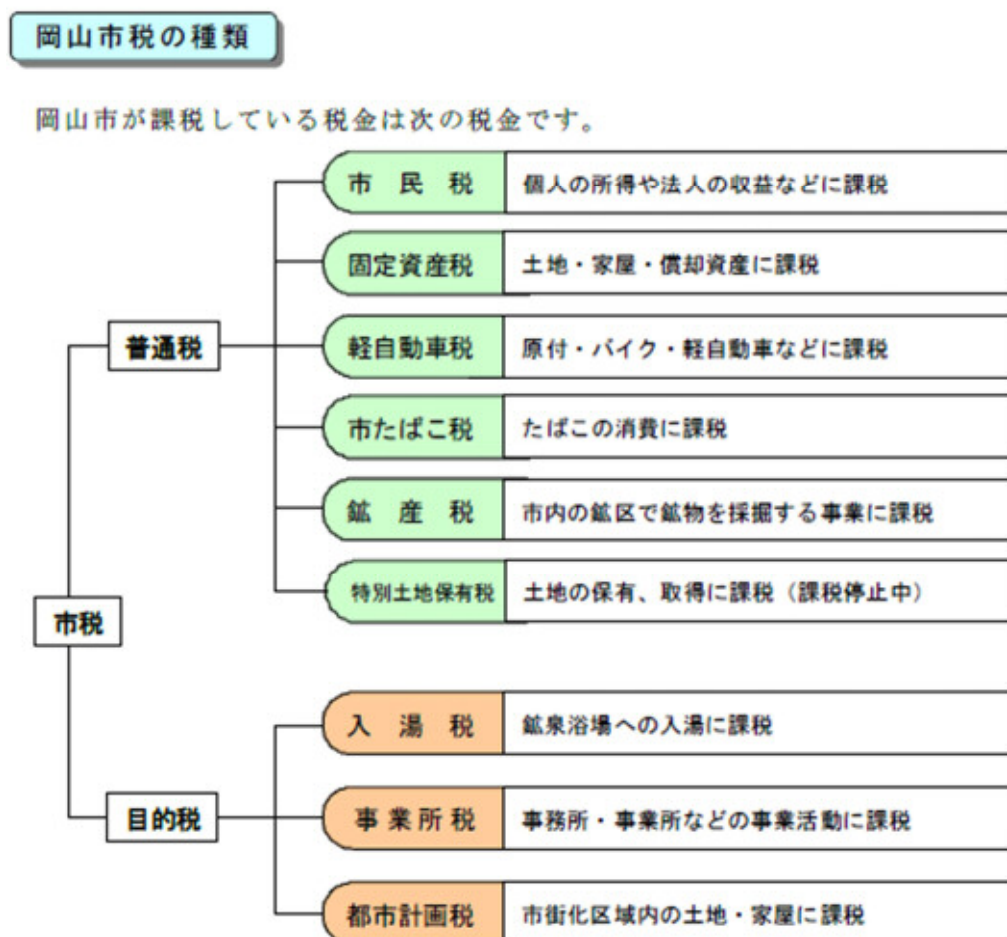


第4章 包括外部監査の結果－市税

第1 市税の概要



（出典：岡山市「市税の手引（平成29年度版）」）

岡山市税のうち市民税（個人市民税，法人市民税），事業所税，特別土地保有税，固定資産税，都市計画税，軽自動車税が，監査の対象である。

1 個人市民税

(1) 監査対象部署

市税事務所，課税管理課，収納課

(2) 監査対象債権の概要

個人の市民税は，県民税とあわせて，一般的に市県民税（住民税）と呼ばれている。市県民税（市民税と県民税）については，特定のものを除いて市がまとめて賦課徴収し，市に納税された県民税は，市から県に送金している（岡山市財政局「市税の手引き（平成 29 年度版）」36 頁参照）。

〔納税義務者〕

個人市民税の納税義務者と納める税は次のとおりである。区内に住所又は事務所等を有しているか否かは，その年 1 月 1 日現在の状況で判断される。（岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/zaisei/kazeikanri/kazeikanri_00010.html）。

納税義務者	納める税	
区内に住所のある人	均等割	所得割
区内に住所はないが，事務所，事業所又は家屋敷がある人	均等割	—

（出典：前掲岡山市役所ウェブページ）

〔非課税（地方税法 295 条，地方税法附則 3 条の 3，地方税法施行令 47 条の 3，市税条例 16 条，市税条例附則 3 条の 3）〕

ア 均等割と所得割のいずれも課税されない人

生活保護法によって生活扶助を受けている人，障害者，未成年者，寡婦又は寡夫の人で，前年中の合計所得金額が 125 万円以下の人は，均等割と所得割のいずれも課税されない。

なお，合計所得金額とは，純損失又は雑損失の繰り越しを引く前の総所得金額，山林所得等の所得金額や分離課税の譲渡所得で特別控除を差し引く前の金額を合計したものをいう。上場株式等に係る配当所得や株式等に係る譲渡所得等の所得は申告をした場合，合計所得金額に算入される。

イ 均等割が課税されない人

前年中の合計所得金額が，次の算式で計算した金額以下の人

は、均等割は課税されない。ただし、控除対象配偶者・扶養親族がいない場合は、35万円以下の人は、均等割は課税されない。なお、扶養親族の数には、16歳未満の年少扶養親族も含まれる。
(算式)

35万円×(本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計数)+21万円

ウ 所得割が課税されない人

前年中の総所得金額等の合計が、次の算式で計算した金額以下の人は、所得割が課税されない。ただし、控除対象配偶者・扶養親族がいない場合は、35万円以下の人は、所得割は課税されない。

なお、総所得金額等の合計とは、合計所得金額から純損失、雑損失や上場株式等に係る譲渡損失等の繰越控除を差し引いて計算した金額を言う。

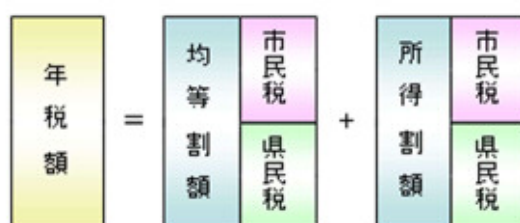
(算式)

35万円×(本人・控除対象配偶者・扶養親族の合計数)+32万円

〔税額の計算方法〕

ア 年税額

均等割額と所得割額を加えたものが年税額として課税され、市民税と県民税が併せて賦課徴収される(地方税法294条、同法319条2項、市税条例15条、同条例27条の2第2項)。



(出典：岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/zaisei/kazeikanri/kazeikanri_00005.html)

イ 均等割額

所得金額の多少にかかわらず、一定額を納める税額である。平成26年度から平成35年度までの均等割額は、東日本大震災に伴う復興に関し緊急防災・減災事業の財源確保のため、市民税均等割額は500円増額となっている(地方税法310条、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法

律（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 2 項，市税条例 23 条 1 項，市税条例附則 25 条）。

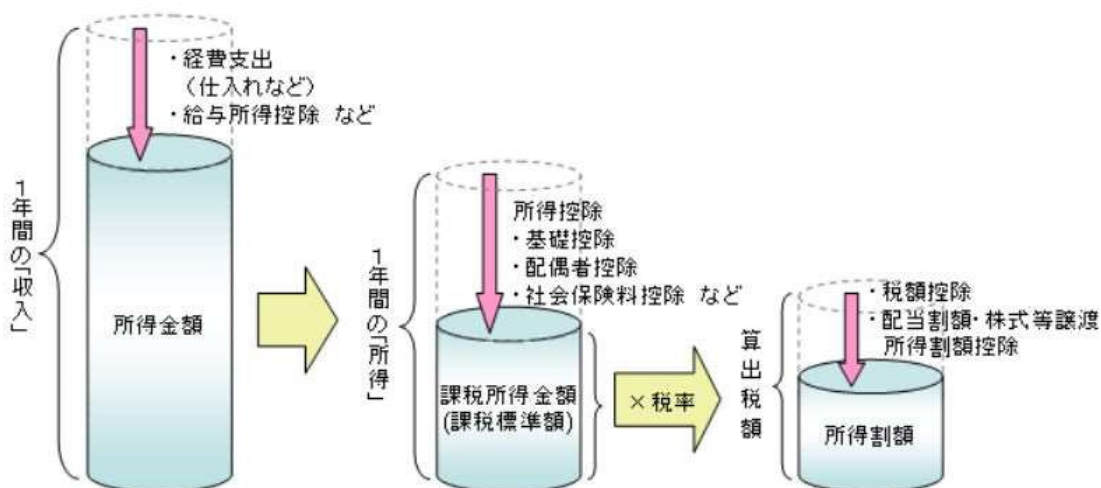
平成 25 年度まで	平成 26 年度から平成 35 年度まで
3,000 円	3,500 円

ウ 所得割額

前年中の所得金額に応じた税を納めるもので，所得割額は，次の計算式で求める。なお，退職金等の退職所得や，土地や建物等の譲渡所得は他の所得と分離して計算される（地方税法 313 条等，市税条例 24 条等）。

（算式）

所得割額 = (前年中の所得金額 - 所得控除額) × 税率 - 税額控除額 - 配当割額・株式等譲渡所得割額控除額



（出典：岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/zaisei/kazeikanri/kazeikanri_00005.html）

〔徴収方法〕

事業所得者等が納める場合の普通徴収と給与所得者や公的年金等の所得者の納税方法である特別徴収の 2 つがある。

〔減免〕

次のいずれかに該当し，市長において必要があると認める場合は，市民税を減免することができる（地方税法 323 条，市税条例 31 条 1 項）。

なお，減免を受けるためには，減免を受けようとする者の申請

が必要である（市税条例 31 条 2 項）。

ア 生活保護法の規定による保護を受ける者

イ 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難
となった者又はこれに準ずると認められる者

ウ 学生，生徒

エ ア～ウの外，特別の事由があるもの

〔参照法令等〕

債権管理において主に参照している法令等は，国税徴収法，地方税法，市税条例，国税通則法基本通達，所得税基本通達，法人税基本通達，相続税法基本通達等である。

(3) 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	38,901,794,531	39,479,668,612	39,883,159,845
	繰越	2,495,119,796	2,335,510,505	2,075,776,195
	合計	41,396,914,327	41,815,179,117	41,958,936,040
収入額	現年	38,328,267,403	38,982,067,419	39,451,730,968
	繰越	568,195,550	590,264,379	598,007,914
	合計	38,896,462,953	39,572,331,798	40,049,738,882
収入未済額	現年	585,853,118	507,224,231	442,445,173
	繰越	1,754,894,247	1,574,092,696	1,319,285,179
	合計	2,340,747,365	2,081,316,927	1,761,730,352
不納欠損額	現年	343,526	1,945,154	4,385,856
	繰越	174,031,709	171,462,819	158,704,109
	合計	174,375,235	173,407,973	163,089,965

2 法人市民税

(1) 監査対象部署

市税事務所，課税管理課，収納課

(2) 監査対象債権の概要

岡山市の区内に事務所や寮等がある法人等に課税される。収益の有無に関係なく負担する均等割と，国税の法人税額に応じて負担する法人税割がある。

〔納税義務者と納める税〕

納税義務者と納める税は次のとおりである（地方税法 294 条，同法 296 条，市税条例 15 条）。

納税義務者		納める税額
岡山市の区内に事務所または事業所を有する法人		均等割・法人税割
岡山市の区内に，寮，宿泊所，クラブ等を有する法人で，その区内に事務所または事業所を有しないもの		均等割
岡山市の区内に事務所，事業所または寮等を有する法人でない社団または財団で，代表者または管理人の定めのあるもの	収益事業を行うもの	均等割・法人税割
	収益事業を行わないもの	非課税
岡山市の区内に事務所または事業所を有し，法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課税される個人		法人税割

（出典：岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/zaisei/kazeikanri/kazeikanri_00001.html）

ア 均等割

均等割は，次の算式により計算される（地方税法 312 条，市税条例 23 条 2～4 項）。

なお，平成 21 年 4 月 1 日（岡山市が政令指定都市に移行した日）以降に開始される事業年度分については，均等割額は区ごとに課税される。

（算式）

均等割額 = 次の表の税率 × 事務所等を有していた月数 ÷ 12
（100 円未満切り捨て）

法人等の区分	従業者数の合計	税率（年額）
資本金の額が 50 億円を超える法人	50 人超	3,000,000 円
	50 人以下	410,000 円
資本金等の額が 10 億円を超え、50 億円以下である法人	50 人超	1,750,000 円
	50 人以下	410,000 円
資本金等の額が 1 億円を超え、10 億円以下である法人	50 人超	400,000 円
	50 人以下	160,000 円
資本金等の額が 1 千万円を超え、1 億円以下である法人	50 人超	150,000 円
	50 人以下	130,000 円
資本金等の額が 1 千万円以下である法人	50 人超	120,000 円
	50 人以下	50,000 円
(1)公共法人及び公益法人（独立行政法人で収益事業を行うものを除く） (2)人格のない社団等で収益活動を行うもの (3)一般社団法人及び一般財団法人 (4)保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの	—	50,000 円

（出典：岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/zaisei/kazeikanri/kazeikanri_00001.html）

イ 法人割額

法人割額の課税標準額は、その法人等の法人税額（国税）を基に計算する。岡山市の法人税額の税率は次のとおりである（地方税法 314 条の 4、市税条例 24 条の 4 第 3 項）。

平成 26 年 9 月 30 日までに 開始した事業年度の法人税割税率	14.7%
平成 26 年 10 月 1 日以後に 開始した事業年度の法人税割税率	12.1%

〔非課税〕

次の者は法人の市民税が、均等割・法人税割ともに課税されない（「市税の手引き」参照）（地方税法 296 条）。

ア 国，非課税独立行政法人，国立大学法人等，都道府県，市区町村，地方公共団体の組合等

イ 日本赤十字社，社会福祉法人，更生保護法人，宗教法人，学校法人等。ただし，これらの者が収益事業を行う場合は課税の対象となる。

〔申告と納税の方法〕

納税義務者である法人等が税額を自ら計算して申告納付する（地方税法 321 条の 8，市税条例 29 条の 8）。

〔減免〕

次のいずれかに該当し，市長において必要があると認める場合は，市民税を減免することができる（地方税法 323 条，市税条例 31 条 1 項）。なお，減免を受けるためには，減免を受けようとする者の申請が必要である（市税条例 31 条 2 項）。

ア 公益社団法人及び公益財団法人

イ アの外，特別の事由があるもの

〔参照法令等〕

債権管理において主に参照している法令等は，国税徴収法，地方税法，市税条例，国税通則法基本通達，所得税基本通達，法人税基本通達，相続税法基本通達等である。

(3) 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	12,167,568,400	11,689,696,800	11,493,152,400
	繰越	199,587,186	169,478,850	128,683,871
	合計	12,367,155,586	11,859,175,650	11,621,836,271
収入額	現年	12,084,279,578	11,656,438,212	11,470,916,566
	繰越	32,626,541	35,522,182	28,660,762
	合計	12,116,906,119	11,691,960,394	11,499,577,328
収入未済額	現年	53,246,648	34,536,788	31,505,234
	繰越	134,479,502	94,584,983	82,459,365
	合計	187,726,150	129,121,771	113,964,599
不納欠損額	現年	80,169,874	34,300	258,300
	繰越	32,481,143	39,371,685	17,693,744
	合計	112,651,017	39,405,985	17,952,044

3 事業所税

(1) 監査対象部署

市税事務所，課税管理課，収納課

(2) 監査対象債権の概要

事業所税とは，人口 30 万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため，都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して，事業所等において事業を行う者に対して課する目的税である（総務省ウェブページ http://www.soumu.go.jp/main_content/000493604.pdf）。

〔納税義務者〕

事業所税の納税義務者は，岡山市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人で，後述の免税点を超える者である。

特殊関係者（親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で所定のものを有する者がある場合において，この特殊関係者が行う事業が所定の事項に該当するときは，事業所税の賦課徴収については，当該事業はその者及び当該特殊関係者の共同事業とみなされる。

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは法人とみなして，規定が適用される（市税条例 122 条 3 項）（以上について，「事業所税の手引き」2017 年 4 月版 www.city.okayama.jp/contents/000306236.pdf）（地方税法 701 条の 32，市税条例 122 条）。

〔課税標準〕

事業所税は，資産割と従業員割の合算額により課税される（地方税法 701 条の 40，市税条例 125 条）。

法人・個人別課税標準表

区分	法人	個人
資産割	事業年度終了の日現在における事業所床面積	その年の12月31日現在における事業所床面積
従業者割	事業年度中に支払われた従業者給与総額	その年中に支払われた従業者給与総額

（出典：岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/zaisei/kazeikanri/kazeikanri_00003.html）

〔税率及び免税点〕

資産割及び従業員割に対する税率及び免税点は次のとおりで

ある（地方税法 701 条の 42, 同法 701 条の 43, 市税条例 126 条, 同条例 127 条）。

税率及び免税点の一覧

区分	税率	免税点
資産割	1平方メートルにつき600円	1,000平方メートル以下（非課税部分を除く）
従業者割	給与総額の100分の0.25	100人以下（非課税に係るものを除く）

（出典：岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/zaisei/kazeikanri/kazeikanri_00003.html）

〔徴収方法〕

事業所税は，法人税や所得税と同様に納税義務を負う者が自ら税額を計算して申告納付しなければならないと定められている（地方税法 701 条の 46, 同法 701 条の 47, 市税条例 127 条の 2, 同 127 条の 3 第 1 項）。

〔減免〕

天災その他これに類する事由により事業用家屋が滅失し，若しくは甚大な損害を受けたため，又は公益上その他の事由により特に必要があると認められる場合は，事業所税が減免される（地方税法 701 条の 57, 市税条例 127 条の 6 第 1 項）。なお，減免の規定の適用を受けるためには，所定の事項を記載した申請書に，減免の事由を証明すべき書類を添えて申請しなければならない（市税条例 127 条の 6 第 2 項）。

〔参照法令等〕

債権管理において主に参照している法令等は，国税徴収法，地方税法，市税条例，国税通則法基本通達，所得税基本通達，法人税基本通達，相続税法基本通達等である。

(3) 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	3,734,208,200	3,803,738,000	3,894,544,400
	繰越	50,344,864	33,399,322	27,006,922
	合計	3,784,553,064	3,837,137,322	3,921,551,322
収入額	現年	3,724,851,500	3,800,677,000	3,890,001,700
	繰越	8,467,478	8,573,400	1,983,600

	合計	3,733,318,978	3,809,250,400	3,891,985,300
収入未済額	現年	9,356,700	3,061,000	4,542,700
	繰越	24,059,922	23,945,922	25,023,322
	合計	33,416,622	27,006,922	29,566,022
不納欠損額	現年	0	0	0
	繰越	17,834,764	880,000	0
	合計	17,834,764	880,000	0

4 特別土地保有税

(1) 監査対象部署

課税管理課，収納課

(2) 監査対象債権の概要

土地の投機的取引の抑制と有効利用の促進を目的とした政策税制で，土地の所有に対してかかるもの（保有分）と，土地の取得に対してかかるもの（取得分）の2種類がある。平成15年度以降，課税は停止され，新たな課税はされていない。

現在徴収猶予を受けている土地は，平成15年度以降も課税対象となり，最終的に未利用の場合は徴収猶予に係る徴収金を納付することになる（岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/zaisei/kazeikanri/kazeikanri_00040.html 参照）。

〔納税義務者〕

保有分及び取得分の納税義務者は次のとおりである。

保有分	毎年1月1日現在，合計5,000㎡以上の土地を所有している人（ただし，保有期間が10年を超える土地を除く）
取得分	毎年6月30日または12月31日までの1年間に合計で5,000㎡以上の土地を取得した人

（出典：岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/zaisei/kazeikanri/kazeikanri_00040.html）

〔税額の計算方法〕

保有分及び取得分の税額の計算方法は次のとおりである。

保有分	（土地の取得価額×1.4%）－固定資産税相当額
取得分	（土地の取得価額×3%）－不動産取得税相当額

（出典：岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/zaisei/kazeikanri/kazeikanri_00040.html）

〔徴収方法〕

特別土地保有税は，申告納付の方法によって徴収される（地方税法598条，市税条例111条）。申告納付期限は，特別土地保有

税の区分に応じて、次のとおり定められている（地方税法 599 条 1 項，市税条例 112 条 1 項）。

		申告納付期限
保有分		5 月 31 日
取得分	6 月 30 日までの 1 年間に取得した土地について	8 月 31 日
	12 月 31 日までの 1 年間に取得した土地について	翌年の 2 月末日

（出典：岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/zaisei/kazeikanri/kazeikanri_00040.html）

〔納税義務の免除・徴収猶予〕

恒久的な建物，施設等の用に供される土地等については，納税義務が免除される（地方税法 603 条，603 条の 2 等）。

また，新たに土地の取得後有効利用されるまでの一定期間において徴収猶予される（地方税法 603 条の 2 の 2）。

猶予期間中に恒久的な建物の用に供する土地として使用を開始したことについて，市町村長の確認を受けたときは，猶予された期間に係る徴収金の納税義務を免除される（地方税法附則 31 条の 3 の 2）。

〔参照法令等〕

債権管理において主に参照している法令等は，国税徴収法，地方税法，市税条例，国税通則法基本通達，所得税基本通達，法人税基本通達，相続税法基本通達等である。

(3) 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	1,116,800	0	0
	繰越	6,999,700	9,284,500	6,642,700
	合計	8,116,500	9,284,500	6,642,700
収入額	現年	860,700	0	0
	繰越	0	2,641,800	1,090,800
	合計	860,700	2,641,800	1,090,800
収入未済額	現年	0	0	0
	繰越	0	6,642,700	5,551,900

	合計	0	6,642,700	5,551,900
不納欠損額	現年	256,100	0	0
	繰越	6,999,700	0	0
	合計	7,255,800	0	0

5 固定資産税

(1) 監査対象部署

市税事務所，課税管理課，収納課

(2) 監査対象債権の概要

固定資産税は，毎年1月1日（賦課期日）に，土地，家屋及び償却資産（以下これらを総称して「固定資産」という。）を所有している人が，その固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産が所在する市町村に納める税金である（地方税法341条以下，市税条例33条以下）。

〔納税義務者〕

固定資産税の納税義務者は，賦課期日（1月1日）現在に岡山市内に固定資産を所有している人である（地方税法343条，市税条例33条）。

所有している人とは，下表のとおりである。

土 地	登記簿に所有者として登録されている人 (または土地補充課税台帳に所有者として登録されている人)
家 屋	登記簿に所有者として登録されている人 (または家屋補充課税台帳に所有者として登録されている人)
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

※ 土地(家屋)補充課税台帳とは，未登記の土地建物について登録するための台帳です。
※ 所有者として登記(登録)されている人が賦課期日前に死亡している場合には，賦課期日現在に，その土地や家屋を現に所有している人が納税義務者となります。このような場合には，現所有者に関する申告(相続人代表者の申告)をしてもらうことになります。

(出典：岡山市財政局「市税の手引き（平成29年度版）」)

〔償却資産〕

賦課期日現在，償却資産を所有している人は，賦課期日現在の資産の状況を，1月31日までに当該償却資産の所在地の市町村長に対して申告しなければならない（地方税法383条）。

〔賦課及び徴収〕

- ア 固定資産税の賦課期日は，当該年度の初日の属する年の1月1日とされている（地方税法359条，市税条例43条）。
- イ 固定資産税の免税点は，資産の別ごとに，それぞれの資産の課税標準額の一の区の区域内における合計額が次の額に満たない場合とされている（地方税法351条，737条，市税条例39

条)。

- ・ 土地 30 万円
- ・ 建物 20 万円
- ・ 償却資産 150 万円

ウ 固定資産税の税率は、標準税率と同じ 1.4% である。

エ 固定資産税の課税標準は、基本的には、固定資産の価格であり、価格とは適正な時価をいう。この適正な時価とは、具体的には、総務大臣の示す固定資産評価基準によって定められた手続により評価し、決定することとされている。

土地・家屋については、その価格について基準年度（3 年ごと）に評価替えを行い、基準年度の翌年度（第 2 年度）及び翌々年度（第 3 年度）は、地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情がある場合を除いて、原則として価格は据え置かれる。

償却資産については、前年中に取得された資産はその取得価格を、前年以前に取得された資産はその資産の前年度の価格を基礎として、それぞれの資産の耐用年数に応じた減価を考慮して算出される。

固定資産の価格を基準としつつ、政策目的等からの特例を適用して、課税標準が定められ、課税標準に 1.4% を乗じて税額が算出される。

オ 固定資産税は、普通徴収の方法によって、都市計画税と併せて徴収することとされ、納税通知書は遅くとも納期限前 10 日までに、納税者に交付される（地方税法 364 条、市税条例 47 条）。

納期は、4 月、7 月、9 月、12 月の 4 期に分けて定められている（市税条例 46 条）。

〔非課税・課税免除・減免〕

非課税とは、地方税法の規定により課税できないものであり、人的非課税（例：国，都道府県等），物的非課税（例：墓地，保安林）がある。後者については、申請及び添付書類が必要である（地方税法 348 条，市税条例 34 条～36 条）。

課税免除とは、本来課税の対象となるものであるが、公益上等の事由により、地方団体自らが課税権を行使しないものである（例：文化財，ごみステーション）。申請及び添付書類が必要である（地方税法 6 条 1 項，市税条例 37 条）。

減免とは、課税権を行使した後、納税者の申請によって、その税額の全部または一部を免除するものである（例：災害、公益、生活保護、公衆浴場、私道）。毎年到来する納期限までに、申請書及び添付書類の提出が必要である（地方税法 367 条、市税条例 50 条、同施行規則 9 条）。

〔参照法令等〕

債権管理において主に参照している法令等は、国税徴収法、地方税法、市税条例、国税通則法基本通達、所得税基本通達、法人税基本通達、相続税法基本通達等である。

(3) 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	43,574,659,800	44,839,181,100	45,484,839,200
	繰越	2,077,132,281	1,797,675,047	1,580,252,891
	合計	45,651,792,081	46,636,856,147	47,065,092,091
収入額	現年	43,152,247,702	44,472,994,911	45,191,661,268
	繰越	525,695,479	458,659,792	402,769,041
	合計	43,677,943,181	44,931,654,703	45,594,430,309
収入未済額	現年	420,873,829	365,258,440	280,755,788
	繰越	1,386,064,618	1,220,014,651	1,009,371,070
	合計	1,806,938,447	1,585,273,091	1,290,126,858
不納欠損額	現年	5,681,285	6,883,211	17,280,882
	繰越	165,396,784	119,100,752	168,780,365
	合計	171,078,069	125,983,963	186,061,247

(4) 指摘・意見

ア 未登記建物の調査

意見 1・市税事務所，課税管理課

税務署において、建物につき、前年度と今年度の貸借対照表の合計金額の差額の有無を確認し、多額の増額が認められる場合には、その内容を事業者を確認する作業を、費用対効果の点も考慮の上、実施するのが望ましい。

意見 2・市税事務所，課税管理課

固定資産税の賦課決定の期間制限は5年(地方税法17条の5第5項)であるから、新旧航空写真の対比は、写真対比の外部委託費を考慮のうえ、6年よりも短い間隔(現に撮影されている3年間隔)で実施することが望ましい。なお、6年前の写真との対比によっても、5年の期間制限にかからない可能性はあるが、いずれにしても、その建築年月日は所有者の申告を待たざるを得ず、適時に申請・申告がなされない場合、適正な賦課が実現できない。

(事実)

建築確認申請の担当部署から情報を入手して、新築・増築を把握している。

建築確認が行われない地域又は建築確認申請の義務がない地域(旧御津・旧建部)では、家屋評価等の現地調査を行った際に周囲の建築状況についても確認するとともに、更には古い航空写真と新しい航空写真とを重ねて把握している(航空写真を重ねるのは、外部に委託)。航空写真を使った把握については6年おきに実施している(前々回平成21年→前回27年)。航空写真自体は、3年置きに撮影されている。

建物につき、税務署の資料の調査はしていない。

(理由)

固定資産税は、いずれも賦課課税方式であるが、土地の地目の変更、建物の新築・増築・滅失、あるいは償却資産の得喪等、適正な課税のために、納税者の申請又は申告を要する事項がある。そのため、これらの申請・申告がない場合に備えて、徴税吏員等に質問検査権(地方税法353条)や所得税又は法人税に関する書類の閲覧権等(同法354条の2)が認められており、種々の調査を行わなければならない。

イ 未申告償却資産の調査

意見3・課税管理課

税務署で関係書類を閲覧する際には、少額減価償却資産の取得価額に関する明細書及び租税特別措置法による特別償却の付表を閲覧するのが望ましく、そのために、税務署に協力を求めるのが望ましい。

(事実)

償却資産の調査については、ここ2、3年は、太陽光発電設

備の調査に特化して行っている。国から設置者の情報を入力し、それに基づいて申告を促している。

その他の償却資産の調査については、税務署で決算報告書を開覧し建物等の明らかに償却資産税の課税対象ではない勘定科目を除いた貸借対照表の固定資産の残高を、全件開覧把握し、当局が把握しているもの（資産明細書）との差額が大きなものから、調査している。税務署では、法人は毎月調査、個人は夏頃年1回調査しているが、少額減価償却資産の取得価額に関する明細書、租税特別措置法による特別償却の付表は見えていない。

実地調査では、現地調査と簡易調査を行い、事業者から固定資産台帳等を送付してもらい申告内容との突合を行う簡易調査を中心に実施している。

（理由）

少額減価償却資産は、30万円未満の固定資産につき、上限300万円まで費用計上を認めるものであるが、同資産は、貸借対照表には計上されないため、固定資産残高との差額のスクリーニングだけでは、償却資産の申告漏れを把握することはできない。

また、租税特別措置法42条の12の4は、取得価額の全額の即時償却を認めるものであるが、即時償却された資産は、貸借対照表には計上されないため、固定資産残高との差額のスクリーニングだけでは、償却資産の申告漏れを把握することはできない。

そのため、少額減価償却資産及び特別償却による即時償却資産については、実地調査だけでなく、税務署調査においても関係書類を開覧するのが望ましく、そのためには、税務署の協力を求めるのが望ましい。

租税特別措置法

第42条の12の4 中小企業者等（第四十二条の六第一項に規定する中小企業者等又は前条第一項に規定する政令で定める法人で青色申告書を提出するもののうち、中小企業等経営強化法第十三条第一項の認定（以下この項において「認定」という。）を受けた同法第二条第二項に規定する中小企業者等に該当するものをいう。以下この条において同じ。）が、平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」と

いう。)内に、生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに政令で定めるソフトウェアで、同法第十三条第四項に規定する経営力向上設備等（経営の向上に著しく資するものとして財務省令で定めるもので、その中小企業者等のその認定に係る同条第一項に規定する経営力向上計画（同法第十四条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載されたものに限る。）に該当するもののうち政令で定める規模のもの（以下この条において「特定経営力向上設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定経営力向上設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該中小企業者等の営む事業の用（第四十二条の六第一項に規定する指定事業の用又は前条第一項に規定する指定事業の用に限る。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第九項において「供用年度」という。）の当該特定経営力向上設備等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定経営力向上設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定経営力向上設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2（以下省略）

6 都市計画税

(1) 監査対象部署

市税事務所，課税管理課，収納課

(2) 監査対象債権の概要

都市計画税は，市街化区域内に所在する土地又は家屋の所有者が，その固定資産の価格をもとに算定される税額をその固定資産が所在する市町村に納める税金であり，都市計画事業に要する費用の一部を負担するための目的税である（地方税法 702 条以下，市税条例 128 条以下）。

〔納税義務者〕

都市計画税の納税義務者は，都市計画法 7 条 1 項に規定する市街化区域内に土地又は家屋を所有している者である（地方税法 702 条，市税条例 128 条）。

〔賦課及び徴収〕

ア 都市計画税の賦課期日は，当該年度の初日に属する年の 1 月 1 日とされている（地方税法 702 条の 6，市税条例 130 条）。

イ 固定資産税の課税標準額が免税点未満のため，固定資産税を課税されない土地又は家屋については，都市計画税も課税されない。

ウ 都市計画税の課税標準は土地又は家屋の価格であり，その価格とは固定資産税の課税標準となるべき価格とされている（地方税法 702 条，市税条例 128 条）。

エ 都市計画税の税率は，制限税率と同じ 0.3% である（地方税法 702 条の 4，市税条例 129 条）。

〔参照法令等〕

債権管理において主に参照している法令等は，国税徴収法，地方税法，市税条例，国税通則法基本通達，所得税基本通達，法人税基本通達，相続税法基本通達等である。

(3) 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	7,456,722,600	7,664,030,000	7,733,713,600

	繰越	409,070,171	354,775,500	312,535,352
	合計	7,865,792,771	8,018,805,500	8,046,248,952
収入額	現年	7,372,617,484	7,591,429,967	7,676,556,312
	繰越	103,319,045	90,605,084	79,785,269
	合計	7,475,936,529	7,682,035,051	7,756,341,581
収入未済額	現年	83,560,702	72,258,664	54,501,166
	繰越	273,422,598	241,053,688	200,605,096
	合計	356,983,300	313,312,352	255,106,262
不納欠損額	現年	1,145,942	1,372,328	3,502,418
	繰越	32,328,528	23,136,880	32,277,232
	合計	33,474,470	24,509,208	35,779,650

(4) 指摘・意見

意見 4・市税事務所，課税管理課

固定資産税における意見 1(未登記建物の調査)と同様である。

7 軽自動車税

(1) 監査対象部署

市税事務所，課税管理課，収納課

(2) 監査対象債権の概要

軽自動車税は，毎年4月1日（賦課期日）に，原動機付自転車，小型特殊自動車，軽自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）の所有者が，軽自動車等の種別に応じて定められた税額を，その軽自動車等の主たる定置場所の市町村に納める税金である（地方税法442条以下，市税条例61条以下）。

〔納税義務者〕

軽自動車税の納税義務者は，軽自動車等の所有者である（地方税法442条の2，市税条例61条）。

なお，割賦販売等で，所有権留保付きの場合は，買主（使用者）を所有者とみなして買主に課税される。

〔賦課及び徴収〕

ア 軽自動車税の賦課期日は，4月1日とされている（地方税法445条，市税条例64条）。

イ 軽自動車税の税率は，標準税率と同じである（地方税法444条，市税条例第63条）。

最初の新規検査から13年を経過した四輪等の軽自動車については，平成28年度分から13年超に係る重課税率が適用される。

適用期間中（平成27年4月1日～平成29年3月31日）に初めて車両番号の指定を受ける減税対象車（三輪以上の軽自動車）を取得する場合に限り，軽課税率（グリーン化特例）が適用される。

ウ 軽自動車税は，普通徴収の方法によって徴収することとされ，年税額で課税される（地方税法446条）。5月に納税通知書が送付され，納期は5月1日～5月31日とされている（市税条例64条）。

エ 軽自動車等を新たに取得したとき又は軽自動車等の所有者（使用者）で住所等を変更したときは15日以内，廃棄・譲渡をしたときは30日以内に，車種等に応じた申告場所へ申告する義務がある。原動機付自転車や小型特殊自動車の場合は，市

税事務所への申告が必要である。

〔課税免除，減免〕

ア 軽自動車税の性格又はその用途の公益性を考慮して，次の軽自動車等に対する軽自動車税は課税が免除されている（市税条例 62 条）。

- ① 商品であって使用しない軽自動車等
- ② 私立学校等が所有する軽自動車等のうち，専ら学生らの教育練習用のもの

イ 次に掲げる軽自動車等については，納期限までに申請書を提出して市長が認める場合には，軽自動車税を減免することができる（市税条例 67 条）。

- ① 公益のため直接専用するものと認める軽自動車等
- ② 自動車教習所の所有で専ら教習生の教育練習用に供する軽自動車等
- ③ その他市長が特に減免を必要と認めるもの

ウ 身体障害者等に関する次の軽自動車等については，軽自動車税を減免することができる（市税条例 68 条）。

- ① 身体障害者及び精神障害者（以下「身体障害者等」という。）
若しくはその家族が所有する軽自動車等で，身体障害者等の家族や身体障害者等を介護する者が運転する軽自動車等（1 台に限る。）
- ② 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる軽自動車等

〔参照法令等〕

債権管理において主に参照している法令等は，国税徴収法，地方税法，市税条例，国税通則法基本通達，所得税基本通達，法人税基本通達，相続税法基本通達等である。

(3) 平成 27 年度から平成 29 年度までの収入未済等の状況

単位：円

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調定額	現年	1,407,261,900	1,673,610,150	1,748,127,450
	繰越	116,456,375	106,955,695	110,852,286
	合計	1,523,718,275	1,780,565,845	1,858,979,736
収入額	現年	1,375,826,882	1,633,809,931	1,710,275,379

	繰越	24,979,262	23,003,587	25,521,017
	合計	1,400,806,144	1,656,813,518	1,735,796,396
収入未済額	現年	31,133,778	39,606,139	37,138,855
	繰越	78,995,430	72,803,291	73,771,130
	合計	110,129,208	112,409,430	110,909,985
不納欠損額	現年	720,964	583,848	1,132,048
	繰越	12,549,729	11,194,395	11,676,572
	合計	13,270,693	11,778,243	12,808,620

(4) 指摘・意見

ア その他（「生計を一にする者」）

意見 5・課税管理課

生計同一者の判断は、日常生活の資を共にしているか否かの観点からなされるべきであり、同居の事実の確認については、住民記録システムの情報の確認のみではなく、実際の同居の確認を行うのが望ましい。

（事実）

身体障害者等の軽自動車税の減免規定適用のための要件として要求されている「生計を一にする者」の判断基準は、厚生省からの通知（平成 9 年 3 月 27 日障企第 126 号・障障第 52 号，障精第 86 号）を準用しており、岡山市独自の基準を定めたものはない。

市税事務所は、「生計を一にする者」の該当性につき、福祉事務所長等の証明書によっているが、両者連携しながら、上記通知に基づき運用している。

福祉事務所長は、上記証明書発行に際し、同居の事実は、住民記録システムの情報で確認している。

（理由）

「生計を一にする」につき、上記通知は、具体的な判断基準を定めていない。他方、国税庁では、「生計を一にする」につき、次のとおり説明している。

「日常の生活の資を共にすることをいいます。会社員、公務員等が勤務の都合により家族と別居している又は親族が修学、療養等のために別居している場合でも、①生活費，学資金又は

療養費等を常に送金しているときや、②日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。」(国税庁ウェブページ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki2017/a/03/order3/yogo/3-3_y03.htm)。

加えて、上記通知は、福祉事務所長の証明に際し、住民票の提出、同居の確認及び関係者からの聴取等により、通勤・通学の事実、そのための自動車の必要性及び生計同一の事実を確認することを求めているのであるから、住民記録システムの情報による同居の確認のみで生計同一の事実があるとは規定していない。

したがって、「生計を一にする」とは、同居と同義ではなく、国税庁の説明にある「日常生活の資を共にすること」と考え、その判断のための重要な事実である同居の事実については、住民記録システムの情報のみで確認するのではなく、現地に臨んで実際の同居の事実を確認する必要がある。

イ 所有権留保軽自動車の売主

意見 6・収納課

所有権留保された軽自動車の買主に対する軽自動車税の滞納処分が奏功しない場合、売主に対する徴収手続をするのが望ましい。

(事実)

軽自動車税の平成 29 年度未納額は、現年及び繰越の合計額で、110,909,985 円、不納欠損額は 12,808,620 円に及んでいる。

売主に所有権留保されている軽自動車の軽自動車税の滞納につき、買主に対して滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足する場合であっても、売主に対して徴収手続をとっていない。

(理由)

所有権留保された軽自動車の買主が当該軽自動車に対して課する軽自動車税を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該軽自動車の売主は、一定の額を限度として、当該滞納に係る軽自動車税の第二次納税義務を負う、とされてい

る（地方税法 11 条の 9 第 1 項）。

第 2 市税の滞納整理

1 監査対象部署

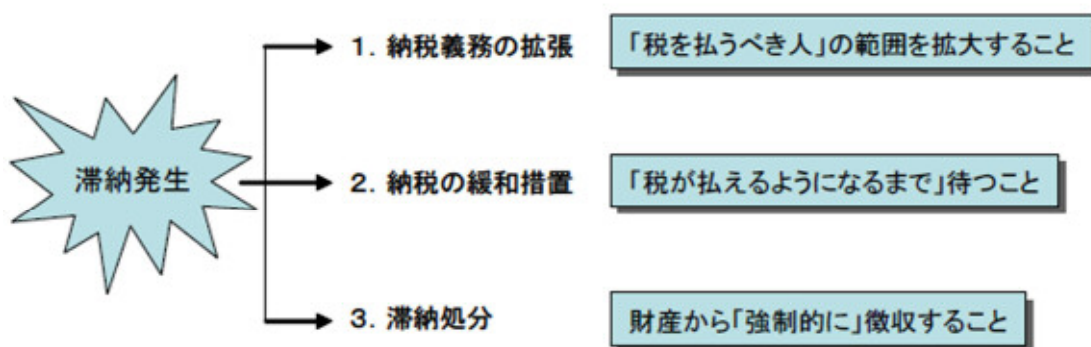
収納課

2 滞納整理の概念

滞納整理とは、「税や料金などが納期限までに納付されなかった場合に行う一連の業務」である（岡山市ウェブページ http://www.city.okayama.jp/zaisei/ryokin/ryokin_00009.html 参照）。

3 市税の滞納整理の手段

収納課では、市税の滞納整理の手段として、督促後、①納税義務の拡張、②納税の緩和措置、③滞納処分の 3 つの方向に分けて検討している。その概要は、以下のとおりである（岡山市財政局「市税の手引き（平成 29 年度版）」29 頁以下参照）。



（出典：前掲市税の手引き 29 頁）

(1) 督促・催告

ア 督促とは、市税が納期限までに納付されない場合に、納めてもらうよう督促状を発送することをいう。

督促状を発送した日から起算して 10 日を経過した日までに当該市税が完納されない場合は滞納者の財産を差し押さえなければならない。督促は、滞納処分の前提として必要である（地方税法 331 条 1 項，373 条 1 項等参照）。

また、督促は、単なる請求としての効果だけではなく、消滅時効を中断する効果もある（地方税法 18 条の 2 第 1 項）。

督促状は、法律上、納期限後 20 日以内に発送しなければならない（地方税法 329 条 1 項等。督促状の様式について会計規則 43 条参照。）。

なお、督促手数料は、条例で定めることによって徴収することができる（地方税法 330 条、372 条等）。岡山市では、条例で定めていないため、督促手数料を徴収することができない。

イ 催告とは、文書や電話、面談等によって納付を促すことをいう。催告には、請求の効果のほかに時効中断の効果もあるが、催告後 6 月以内に滞納処分を行わなければ時効中断の効果が生じない（民法 153 条）。この点において、督促と異なる。

(2) 納税義務の拡張

納税義務の拡張としては、相続等による納税義務の承継、連帯納税義務者からの徴収、第二次納税義務者からの徴収がある。

ア 相続等による納税義務の承継

相続等により包括的に権利義務が移転する場合、納税義務も移転する（地方税法 9 条等）。この納税義務は、既に課税されて確定している税金に加えて、未確定の税金（賦課期日後であって納税の告知前に相続が開始した場合等）も含む。このような納税義務を承継した者からの徴収を行う。

イ 連帯納税義務者からの徴収

土地や家屋等を共有している場合、共有者全員がそれぞれその土地に係る全ての税額の納税義務を負っている（地方税法 10 条の 2）。これを連帯納税義務という。このような連帯納税義務者からの徴収を行う。

ウ 第二次納税義務者からの徴収

納税義務者と特定の関係にある者を第二次納税義務者として納税義務を拡張する場合がある。これは、滞納者の有する財産を滞納処分しても、滞納税金を全て徴収できない場合にのみ認められている（地方税法 11 条～11 条の 9）。

(3) 納税の緩和措置

納税の緩和措置としては、徴収猶予、換価の猶予、滞納処分の停止がある。

ア 徴収猶予

徴収猶予とは、納税者が納税できない場合に、納税するための金銭を確保する時間的余裕を与えるため、税金の徴収を猶予することをいう（地方税法 15 条 1 項～3 項、市税条例 6 条の 2、同条例 6 条の 3、同条例 7 条）。

イ 換価の猶予

換価の猶予とは、換価、すなわち、差し押さえた財産を公売する等して金銭に換えることを猶予することをいう（地方税法 15 条の 5、同法 15 条の 6 の 3、市税条例 6 条の 4、同条例 6 条の 5）。職権による換価の猶予と納税者の申請による換価の猶予がある。

ウ 滞納処分の停止

滞納処分の停止とは、納税者によっては、将来においても税金を徴収できる見込みがない場合や、特に資力が乏しい場合があり、このような場合に滞納処分の執行を止めることをいう（地方税法 15 条の 7、同法 15 の 8）。

滞納処分の停止は、①滞納処分をする財産がない場合、②滞納処分をすると滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合、③滞納者の所在及び財産がともに不明である場合のいずれかに該当するときに行うもので、この状態が 3 年継続すると納税義務が消滅する。ただし、滞納処分をする財産がない場合で、明らかに徴収する見込みがない場合は、直ちに納税義務を消滅させることもできる。

(4) 滞納処分

滞納処分の手続として、財産の差押え、換価、配当、交付要求・参加差押えがある。なお、滞納処分のために滞納者の財産を調査する権限として、質問及び検査の権限、搜索の権限、出入り禁止の権限がある（地方税法 331 条 6 項等、国税徴収法 141 条～147 条）。また、滞納処分等が開始された場合等において、繰上徴収をすることができる（地方税法 13 条の 2）。

ア 財産の差押え

差押えとは、職権で、滞納者の特定の財産について、自由に処分することを禁止していつでも換価できる状態にしておくことをいう（地方税法 331 条 6 項、同法 373 条 3 項等、国税徴収法 47 条～81 条）。

イ 換価

換価とは、差し押さえた財産を公売する等して金銭に換えることをいう（地方税法331条6項，同法373条3項等，国税徴収法89条～127条）。

ウ 配当

配当とは、公売により得た売却代金を滞納税金等に充てることをいう（地方税法331条6項，同法373条3項等，国税徴収法128条～135条）。

エ 交付要求・参加差押え

交付要求とは、強制的な換価手続きを行う税務署や地方団体又は裁判所に対して、換価された代金を、法律上の優先順位に基づいて配当するよう求める手続きを行うことをいう（地方税法331条6項，同法373条3項等，国税徴収法82条～88条）。

また、参加差押えは、交付要求の一形態であり、滞納処分による差押えをしている税務署や他の地方団体に対し参加差押えをすることにより、換価処分の有無にかかわらず、交付要求の優先順位を確保する効果があり、また、先行する差押えが解除された場合には、一番早い参加差押えをした者が、新たな差押権者となる。

4 滞納整理基本方針及び滞納整理計画（市税）の策定等

- (1) 市税等滞納整理強化対策本部設置規程に基づき、対策本部会議を年2回開催している。
- (2) 市税等滞納整理強化対策本部は、滞納整理に向けた基本方針の審議及び策定、滞納整理計画の進行管理等を所掌している（同規程2条）。市税等滞納整理強化対策本部が滞納整理の対象として取り扱う歳入は、市税、国民健康保険料等である（同規程6条）。
- (3) 市税等滞納整理強化対策本部は、**収納課資料1**のとおり、平成29年度の滞納整理基本方針（市税）を策定している。

収納課資料 1 (収納課提供)

平成29年度の滞納整理基本方針(市税)

- 収納課の目標(使命)は
- ➡ ① 納期内納付を確立すること
 - ➡ ② 滞納の解消を目指すこと

(1)滞納整理の基本方針

- 1 高い使命感を持ち、客観的判断と合理的な手法に基づいて、市税未収金の回収に努めること。
- 2 早期着手と計画的な業務遂行により、短期間での滞納解消に導くこと。
- 3 自主納付を促し、納期内納付の向上を図るため、納税環境の整備・充実を図ること。
- 4 滞納の解消＝「完納」を目指すため、次の視点を基本として滞納整理を確実に行うこと。
 - (1) 徹底した調査・照会により滞納者の実態を的確にとらえ、担税力を見極める。
 - (2) 滞納者の事情をよく聞き、裏付けを取りながら、主導的に納税交渉を進める。
 - (3) 分割納付は納付計画を作成し、履行状況を適切に管理する。
 - (4) 滞納者が催告に回答しない場合や誓約を履行しない場合は、速やかに滞納処分に移行する。
 - (5) 回収が見込めない滞納案件は、積極的に執行停止を検討し、長期不良債権化を防止する。
 - (6) 時効による不納欠損を招かぬよう、適切に債権管理を行う。
- 5 合理的かつ効率的な手法や取り組み等を常に工夫・検討し、業務の改善及び執行体制の強化につなげること。

(2)平成29年度重点方針

- 1 民間委託等の積極的な活用による効率化を進めることで、滞納整理体制の強化を図る。
- 2 滞納の未然防止と早期解消を推進するため、コンビニ収納・電話催告・随戸訪問・文書催告などの手段を駆使しながら、戦略的な業務展開を図る。
- 3 滞納整理の適切な進行管理を行うため、職員は各自年間数値目標を設定して取り組み、系長は職員のモチベーションを高めるとともに進行管理等のマネジメントに専念する。
- 4 業務のレベルアップと人材育成の契機とするため、課題に即した職場内研修の充実を図る。
- 5 停滞している滞納案件を進展させるため、幅広く財産の差押・換価を行うとともに、捜索による調査や動産の差押、公売にも積極的に取り組む。
- 6 滞納の繰越を圧縮するため、納付資力等を見極めた上で、基準に基づく執行停止を積極的に検討する。

- (4) この滞納整理基本方針(市税)に基づき、滞納整理基本計画(市税)を策定するため、幹事会が設置されている。平成29年度は、幹事会を年2回(平成29年8月2日、平成30年2月1日)開催している。幹事会において、**収納課資料2**のとおり平成29年度の滞納整理計画(市税)を策定し、その実施結果の検証を行っている。

収納課資料 2 (収納課提供)

平成29年度 滞納整理計画 (市税) の実施結果

◆業務運営計画

月	滞納整理スケジュール		29年度重点方針に沿った具体的取り組み			
	納期	対策	個人目録と 進行管理	捜索・公売 タイヤロック	職場研修	その他
4	固定1期			捜索3回 チーム捜索第 1、2回会議	テーマ研修① (徴収事務(基 礎))	滞納整理 戦略会議 (毎月開催)
5	繰上	○一斉催告 ○夜間相談		捜索3回 チーム捜索第 3、4、5回会 議	テーマ研修② (精算業務の承 継)	
出 給 閉 鎖						
6	市見税1期		○目標設定 ○月ごとに進 行管理	集研修に参加 捜索3回 チーム捜索第 6、7、8回会 議	テーマ研修③ (徴収予告)	市外滞納者 調査事務補助 派遣業務開始
7	固定2期			捜索4回 チーム捜索第 9、10、11 回会議	テーマ研修④ (破産法)	
8	市見税2期	○一斉催告 ○夜間相談		捜索2回 チーム捜索第 12、13、14日 会議		
9	固定3期		○中間見直し	捜索研修(2 回) 捜索5回 チーム捜索第15 回会議	テーマ研修⑤ 滞納処分の上 止	
10	市見税3期			インターネット 公売(不動産 の)	合同公売会 (真庭市) 捜索3回	
11					捜索1回	テーマ研修⑥ 滞納法について
12	固定4期	○一斉催告 ○休日相談 ○夜間相談			合同公売会 (岡山市) 捜索4回	テーマ研修⑦ 連帯納税義務 休日の銀行訪問 (推進費)
1	市見税4期				不動産公売 捜索1回	テーマ研修⑧ 繰上徴収について
2						
3		○一斉催告 ○夜間相談	○最終結果 の検証		不動産公売 捜索1回	

- (5) そのほか、平成 29 年度は、市税賦課徴収連絡会議を年 1 回 (平成 30 年 3 月 2 日) 開催している。平成 30 年 3 月 2 日開催された市税賦課徴収連絡会議では、収納課職員及び各市税事務所職員が出席し、①相続人調査・所在調査の連携、②相続財産法人に課する固定資産税の課税保留、③賦課期日前に死亡した場合の固定資産税の課税保留について、議論されている。

5 研修の実施

収納課では、嘱託員を講師として、収納課新任職員のうち徴収事務従事者及び希望者を対象に、年 8 回の新任職員基礎研修（課内）を以下のとおりを実施している。

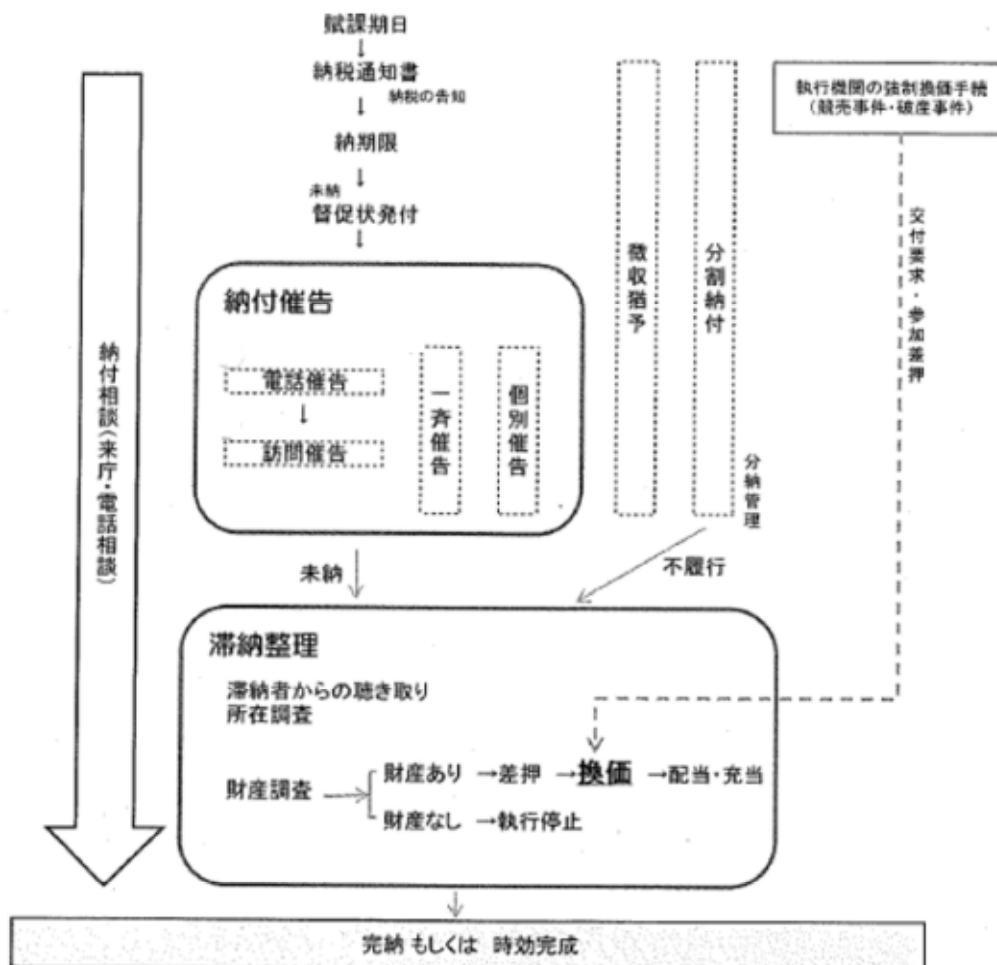
内容	内容詳細	実施日	参加者
徴収事務（基礎）	徴収事務の応接について 時効と納付誓約について 延滞金の免除について 差押財産の表示例について	H29.4.27（木） ①9:00～11:30 ②13:30～16:00	参加対象者 13 人中 13 人
納税義務の承継	相続による納税義務の承継	H29.5.23（火） ①13:30～16:00 H29.5.25（木） ②9:30～12:00	参加対象者 16 人中 15 人
徴収猶予	徴収猶予について	H29.6.27（火） ①9:00～11:30 ②13:30～16:00	参加対象者 16 人中 13 人
破産法	破産法について	H29.7.18（火） ①9:30～11:30 H29.7.19（水） ②13:30～15:30	参加対象者 16 人中 15 人
滞納処分の停止	滞納処分の停止について	H29.9.28（木） ①9:30～11:30 ②13:30～15:30	参加対象者 15 人中 14 人
滞調法について	滞調法について	H29.11.2（木） ①9:30～11:30 ②13:30～15:30	参加対象者 15 人中 14 人
連帯納税義務	連帯納税義務について	H29.12.26（火） ①9:30～11:30 ②14:00～16:00	参加対象者 15 人中 14 人
繰上徴収について	繰上徴収について	H30.1.23（火） ①9:30～11:30 ②14:00～16:00	参加対象者 15 人中 15 人

6 市税の滞納整理の事務執行に関するフロー

市税の滞納整理の事務執行に関するフローは、**収納課資料 3** のとおりである。

収納課資料 3（収納課提供）

＜徴収事務の流れ＞



第 3 指摘・意見

1 債権管理方針

意見 7・収納課

担当者ごとに収入未済額の圧縮目標を定めるのが望ましい。

（事実）

担当者ごとに人事評価の観点で債権管理の目標を定めているが、収入未済額の圧縮目標を定めていない。

(理由)

担当者ごとに収入未済額の圧縮目標を定めることにより、数値的な管理や担当者に対する指導が容易になる。

2 納付相談

意見 8・収納課

納付相談の際に滞納者から聴取すべき資産・負債，収入・支出等の項目を定めた書式を作成するのが望ましい。

(事実)

納付相談では，滞納者の資産・負債，収入・支出等について聴取することがあるが，聴取する項目を定めた統一の書式を用意していない。

(理由)

納付相談の際に，滞納者から聴取すべき資産・負債，収入・支出等の項目について，担当者の経験の程度により差が出ないようにする必要はある。

3 所在調査

指摘 1・収納課

滞納者の所在調査を徹底すべきである。具体的には，携帯電話会社に対する照会等を実施すべきである。また，転居した滞納者について，市職員による現地調査が困難な場合には，現地調査をサービサーに外部委託する等して，所在調査を実施すべきである。

(事実)

収納課によれば，所在が確認できない滞納者については，現地調査以外の調査（転出先自治体への実態調査，金融機関調査等）は実施しているが，調査先が市外である場合，費用対効果の観点から現地調査をほとんど実施していない。携帯電話会社への照会は，滞納支援システムに書式があり，実施した事例もあるが，ほとんど実施していない。

(理由)

滞納者に対する所在調査を尽くさなければ，その後の催告も行うことができない。また，所在不明として扱うこともできないため，滞納処分の停止もできない。そのため，消滅時効の完成を待つのみ状態になる。それでは，誠実に納付している者との公平性を欠く。

4 滞納処分（運用の統一基準）

指摘 2・収納課

滞納処分の運用に関して、統一的な基準を定めるべきである。

（事実）

滞納処分の着手時期，差押財産の選別・順序等の滞納処分の運用に関して，担当者ごとにケースバイケースで判断されている。

（理由）

滞納処分について，統一的かつ公平な運用を担保するためには，その運用に関する統一的な基準を定める必要がある。

5 滞納処分（動産の搜索及び差押え）

意見 9・収納課

動産の搜索及び差押えに注力することが望ましい。特に，タイヤロックによる自動車の差押えの件数を増やすのが望ましい。

（事実）

収納課では，動産の差押えのための搜索は一般的には実施しておらず，滞納金額が多額の場合に実施する方針をとっている。動産の搜索自体が少ないため，自動車の差押えも少ない。

（理由）

動産の搜索によって滞納者の納税義務の自覚を促す効果が期待できる。また，動産も不動産と同様に差押えの対象となりうる財産であるから，動産の差押えによって徴収効率が上がる可能性がある。特に，自動車は，その所有者及び定置場所の把握が容易であることから，タイヤロックによる自動車の差押えが可能であるし，また，その解放のため事実上納税を促す効果も期待できる。

6 換価猶予

指摘 3・収納課

申請による換価猶予において，保証人を提供できない事情を聴取し，記録化を励行すべきである。

（事実）

担保提供できる資産の有無については資料があったが，保証人を提供できない事情は聴取されていなかった。

（理由）

地方税法 16 条 1 項は，「申請による換価猶予をする場合には，その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければ

ならない。」として、次に掲げるものとしてその 6 号に、「地方団体の長が确实と認める保証人の保証」をあげている。したがって、保証人を提供できない場合には、その事情（例えば、配偶者、本人及び配偶者の両親、子、兄弟姉妹等の資産、収入等）を聴取し、記録化する必要がある。

7 滞納処分の停止（運用基準）

指摘 4・収納課

滞納処分の停止（地方税法 15 条の 7）の運用に関して、統一的な基準を定めるべきである。

（事実）

岡山市では、滞納処分の停止に関し、岡山市市税執行停止基準（以下「市税執行停止基準」という。）を定め、平成 28 年まで運用していたところ、市税執行停止基準によれば、滞納者が死亡した場合の滞納処分の停止について、死亡した滞納者が不動産及び預金を保有していたとしても、滞納金額によっては、相続人の調査を行うことなく、滞納処分の停止を認めていた。収納課によれば、平成 29 年度より、このような、一定の死亡の場合に地方税法 15 条の 7 第 1 項第 1 号の無財産に該当するとみなす市税執行停止基準の運用について、問題意識が醸成されたが、必ずしも徹底しないまま運用が一部継続され、本件包括外部監査人の指摘を受けて、平成 31 年 1 月 28 日、市税執行停止基準を廃止した。平成 29 年度以降は、滞納者が死亡した場合の滞納処分の停止については、相続財産を調査の上、その可否を一律ではなく個別に判断しているとのことであるが、その判断の目安となる新たな基準等は設けられていない。

（理由）

滞納処分の停止について、公平を欠くことのないように、統一的な基準に基づき適正に判断しなければならない。特に、地方税法 15 条の 7 第 1 項 2 号「生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき」について、統一的な基準に基づき判断されないと、担当者によって判断が区々となり、公平を欠く運用になりかねない。滞納処分の停止の運用に関して、早急に統一的な基準を定めて運用する必要がある。

8 滞納処分の停止（即時消滅の運用）

指摘 5・収納課

滞納者に所有不動産があるケースにおける即時消滅（地方税法 15

条の 7 第 5 項)の運用に関して、統一的な基準を定めるべきである。

指摘 6・収納課

賦課期日前に死亡している者を納税義務者として納税通知を送付し、滞納となっているケースについて、適式な納税通知を送付していないことを理由として、即時消滅(地方税法 15 条の 7 第 5 項)とする運用は廃止し、改めて相続人に納税通知を送付すべきである。

(事実)

滞納者に所有不動産があるケースにもかかわらず、地方税法 15 条の 7 第 5 項に基づき、即時消滅させているケースがあった。収納課では、滞納者に所有不動産があるケースにおける即時消滅の運用について、不動産の評価と滞納金額との関係等に関して統一的な基準を定めていない。

(理由)

地方税法 15 条の 7 第 5 項によれば、滞納処分をすることができる財産がないときに該当するとして滞納処分の停止をした場合、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、徴収金の納付義務を直ちに消滅させることができる。

滞納者に所有不動産があるケースにおいて、「徴収金を徴収することができないことが明らかである」場合について、不動産の評価額と滞納金額との関係等に関して統一的な基準に基づき判断されないと、担当者によって判断が区々となり、公平を欠く運用になりかねない。

賦課期日において死亡していたことが判明した場合、相続人調査のうへ、改めて相続人に対して納税通知を送付したうへで、滞納があれば、督促し、滞納処分を行うべきであり、滞納処分の停止や即時消滅も、相続人を納税義務者として判断すべきである。現在の運用では、調定自体に誤りがあるのに、それを即時消滅の手続で消滅させているにすぎず、本来の納税義務者である相続人に対しては、賦課がなされておらず、固定資産税については、法定納期限の翌日から起算して 5 年が経過するまで、軽自動車税については同じく 3 年が経過するまで、賦課権が存続する状態となっているにすぎない(地方税法 17 条の 5 第 5 項, 同条 3 項)。財産がないことの認定がないため、地方税法 15 条の 7 第 5 項の要件に該当しないので、改めるべきである。

9 時効

指摘 7・収納課

分割納付誓約書兼債務承認書，別紙未納明細書及び別紙納付計画書の各葉に必ず契印を捺印するように徹底すべきである。

意見 10・収納課

印鑑を所持しない滞納者に，分割納付誓約書兼債務承認書，別紙未納明細書及び別紙納付計画書の各葉に氏のみをサインさせる運用を改めるのが望ましい。例えば，分割納付誓約書兼債務承認書に滞納金額を記載する，別紙未納明細書及び別紙納付計画書にも滞納者に日付の記入及び署名捺印を求める等の工夫をすることが考えられる。

(事実)

分割納付誓約書兼債務承認書には，別紙として未納明細書及び納付計画書が添付されている。分割納付誓約書兼債務承認書には滞納金額が明記されていないため，別紙である未納明細書又は納付計画書を確認しなければ，滞納金額が分からない。また，分割納付誓約書兼債務承認書には滞納者が誓約した分割納付計画が明記されていないため，別紙である納付計画書を確認しなければ，滞納者が誓約した分割納付計画が分からない。

滞納者は分割納付誓約書兼債務承認書に署名捺印し，分割納付誓約書兼債務承認書，別紙未納明細書及び別紙納付計画書の各葉に契印を捺印する運用となっているが，少なくとも分割納付誓約書兼債務承認書，別紙未納明細書及び別紙納付計画書の各葉に契印を捺印していないものが1件あった。

なお，印鑑を所持しない滞納者には，契印の代わりに，氏のみをサインさせているものが複数件あった。

(理由)

分割納付誓約書兼債務承認書は，滞納者が分割納付を誓約する意義だけでなく，滞納金額を債務承認することにも意義がある。少なくとも，分割納付誓約書兼債務承認書，別紙未納明細書及び別紙納付計画書の各葉に契印がなければ，分割納付誓約書兼債務承認書に署名捺印しただけでは，滞納者が別紙未納明細書記載の滞納金額を債務承認したことの証拠として不十分である。

また，契印の代わりに，氏のみをサインさせる方法については，分割納付誓約書兼債務承認書，別紙未納明細書及び別紙納付計画書の各葉にまたがって氏のみをサインをする場合，印鑑と異なり，署

名欄の署名との同一性が判定し難く，滞納者が別紙未納明細書記載の滞納金額を債務承認したことの証拠としては不十分である。

10 延滞金

指摘 8・収納課

延滞金は，期別ごとの滞納税金が納付された時に調定すべきである。

指摘 9・収納課

延滞金の消滅につき，会計規則 43 条の 2 に則った処理をすべきである。事務処理上煩瑣であることを考慮しても，最低限，未収延滞金の額を，決算書上明らかにすべきである。

(事実)

収納課では，滞納税金が完納されて延滞金の額が確定した時に，延滞金について調定をせず，延滞金が納付された時に調定している。

また，滞納税金について時効消滅，滞納処分の停止後 3 年経過又は即時消滅の場合は年度末に，免除の場合は免除決定時に，延滞金を事実上消滅させる扱いがなされているが，財務会計システム上の処理及び不納欠損処理はいずれもなされていない。

(理由)

会計規則 34 条 2 項は，あらかじめ調定することができない歳入について，収納されたときに調定しなければならないと定めている。延滞金の額は，納期限の翌日から入金完納の日までの期間の日数に応じて計算される（分担金条例 5 条）。延滞金の額は期別ごとの滞納税金が納付された時に確定することになるから，延滞金は「あらかじめ調定することができない歳入」には該当しない。

また，会計規則 43 条の 2 は，収入未済金に係る権利について，時効が完成し，又は権利の放棄を行ったときは，速やかに財務会計システムを用いて処理しなければならないと定めており，延滞金についても同様に処理する必要がある。

11 債権管理マニュアル

指摘 10・収納課

平成 16 年 9 月作成の「市税に関するマニュアル」を改定すべきである。

(事実)

平成 23 年度包括外部監査において，平成 16 年 9 月作成の「市税

に関するマニュアル」について、「改正があった場合にはその都度適切な措置を経て更新する必要がある。」との指摘を受け、これに対し、今後も随時整理を進めていくとの措置状況が監査委員に報告されているが、その後の改定は行われておらず、また、同マニュアル自体が利用されていない。

(理由)

マニュアルは、業務の適正化に資するのみならず、統一かつ公平な運用を担保するものであるから、岡山市独自のマニュアルを備え置き、法令の改正に応じて改定し、活用すべきである。